

第9期(令和6～8年度)介護保険事業計画における介護保険料について

1 第9期介護保険料基準額

年額71,400円(月額5,950円 前期比+200円)

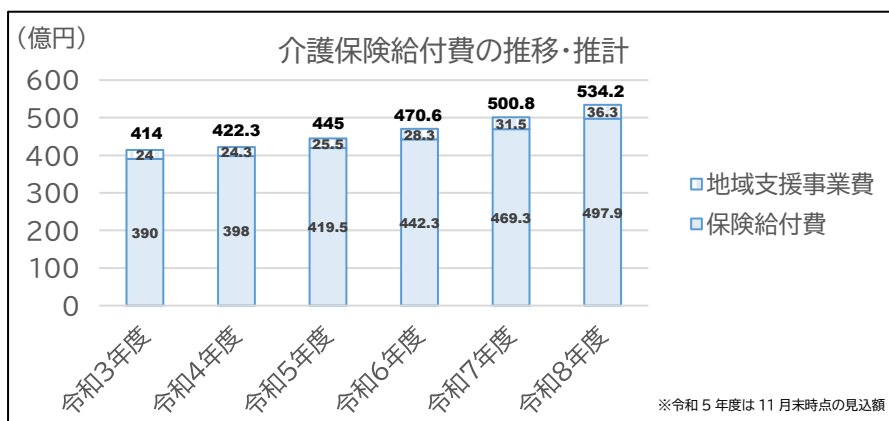
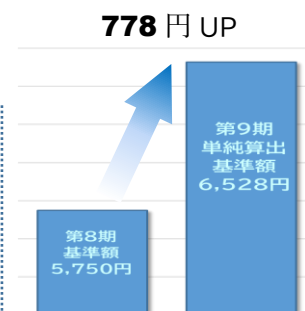
2 保険料算定の方法

介護保険料は、介護保険給付費の見込みに応じて、概ね3年を通じて財政均衡を保つ必要がある。(介護保険法第129条第3項)

◎介護給付費見込額(令和6～8年度):1,505.6億円

令和7年度の団塊世代の後期高齢化や高齢者単身世帯の増加、
また、介護報酬の改定の影響による

◎単純算出した基準額(月額):6,528円(第8期 +778円)



そこで、介護保険料基準額の引き上げ幅抑制策を次のとおり実施する。

(1) 介護給付費準備基金の取り崩し

介護給付費準備基金を保険料の上昇抑制のために取り崩す。計画期間中の臨時的報酬改定のほか、不測の事態などに備えて約17億円を確保した上で、約33.2億円を取り崩す。(参考1)

【基金取り崩しによる保険料上昇の抑制効果】

単純算出した基準額(月額) 6,528円
準備基金取り崩し ▲578円-----
保険料基準額(月額) 5,950円

(2) 低所得者への負担軽減

第1から第3段階については、国の方針を踏まえ、国が提示した最終乗率とする。

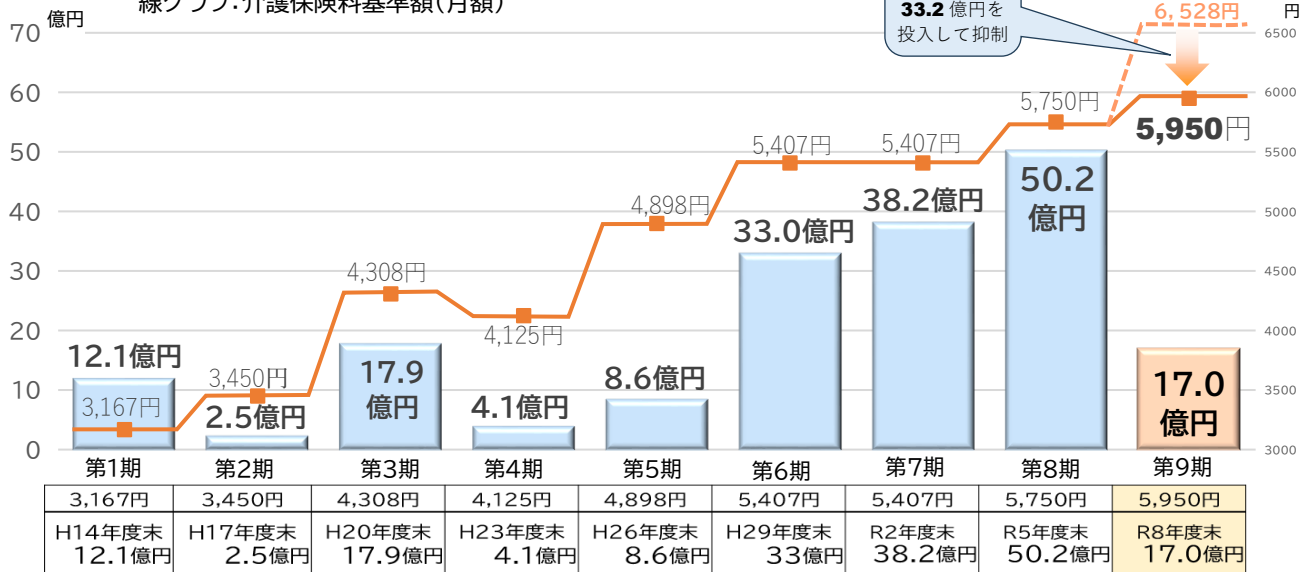
(3) 所得段階の多段階化の調整

本市では国に先行して多段階化を導入し、負担能力に応じた所得段階を設定している。今回、国が新たに示してきた9段階から12段階の所得金額区分については、国基準に合わせることにし、720万円以上1,000万円未満の所得層を2区分に分けて調整を図った。(参考2)

【参考1】 介護保険料基準額と基金残高の見込みの推移

棒グラフ:各期末の介護保険給付費準備基金残高

線グラフ:介護保険料基準額(月額)



【参考2】 第9期介護保険事業計画と第8期介護保険事業計画における保険料所得段階

所得段階	第9期(令和6~8年度)		保険料年額(円)	所得段階	第8期(令和3~5年度)		保険料年額(円)
	対象者	保険料率			対象者	保険料率	
1	生活保護受給者及び市民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者 市民税非課税世帯で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80万円以下	0.285	¥20,300	1	生活保護受給者及び市民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者 市民税非課税世帯で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80万円以下	0.30	¥20,700
2	市民税非課税世帯で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80万円以上120万円以下	0.485	¥34,600	2	市民税非課税世帯で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80万円以上120万円以下	0.50	¥34,500
3	世帯全員が市民税非課税で、上記以外	0.685	¥48,900	3	世帯全員が市民税非課税で、上記以外	0.70	¥48,300
4	本人が市民税非課税で、世帯に市民税課税の方がいて、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80万円以下	0.90	¥64,300	4	本人が市民税非課税で、世帯に市民税課税の方がいて、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80万円以下	0.90	¥62,100
5	本人が市民税非課税で、上記以外	1.00	¥71,400	5	本人が市民税非課税で、上記以外	1.00	¥69,000
6	本人が市民税課税で合計所得金額が80万円以上120万円未満	1.15	¥82,100	6	本人が市民税課税で合計所得金額が80万円以上120万円未満	1.15	¥79,400
7	本人が市民税課税で合計所得金額が120万円以上210万円未満	1.30	¥92,800	7	本人が市民税課税で合計所得金額が120万円以上210万円未満	1.30	¥89,700
8	本人が市民税課税で合計所得金額が210万円以上320万円未満	1.45	¥103,500	8	本人が市民税課税で合計所得金額が210万円以上320万円未満	1.45	¥100,100
9	本人が市民税課税で合計所得金額が320万円以上420万円未満	1.60	¥114,200	9	本人が市民税課税で合計所得金額が320万円以上400万円未満	1.60	¥110,400
10	本人が市民税課税で合計所得金額が420万円以上520万円未満	1.75	¥125,000	10	本人が市民税課税で合計所得金額が400万円以上500万円未満	1.75	¥120,800
11	本人が市民税課税で合計所得金額が520万円以上620万円未満	1.90	¥135,700	11	本人が市民税課税で合計所得金額が500万円以上600万円未満	1.90	¥131,100
12	本人が市民税課税で合計所得金額が620万円以上720万円未満	2.05	¥146,400	12	本人が市民税課税で合計所得金額が600万円以上800万円未満	2.05	¥141,500
13	本人が市民税課税で合計所得金額が720万円以上850万円未満	2.10	¥149,900	13	本人が市民税課税で合計所得金額が800万円以上1,000万円未満	2.20	¥151,800
14	本人が市民税課税で合計所得金額が850万円以上1,000万円未満	2.20	¥157,100	14	本人が市民税課税で合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満	2.45	¥169,100
15	本人が市民税課税で合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満	2.45	¥174,900	15	本人が市民税課税で合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満	2.70	¥186,300
16	本人が市民税課税で合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満	2.70	¥192,800	16	本人が市民税課税で合計所得金額が2,000万円以上	2.90	¥200,100
17	本人が市民税課税で合計所得金額が2,000万円以上	2.90	¥207,100	17	本人が市民税課税で合計所得金額が2,000万円以上	2.90	¥200,100